本人の関与の仕組み

本人

求め

個人情報取扱事業者

利用目的の通知 第24条第2項）

保有個人データがどのような目的で利用されているのかについて、原則として、本人に通知しなければならない。

開　　示 第25条第1項）

保有個人データについて、原則として、本人に開示しなければならない。

（開示しないことができる場合の例）

① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

② 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合　など

訂　正　等 第26条第1項）

保有個人データの内容が事実でないときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、訂正等を行わなければならない。

利用停止等 第27条第1項、第2項）

①利用目的による制限、②適正な取得、③第三者提供の制限に違反していることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、原則として、利用停止等を行わなければならない。